



2026年5月14日

各 位

会 社 名 カルビー株式会社
代表者名 代表取締役社長兼CEO 江原 信
(コード番号：2229 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 CFO 田邊 和宏
(TEL：03-5220-6222)

業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014年度から導入している業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を2026年6月24日に開催予定の第77回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続及び一部改定について

- (1) 本制度は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役、非業務執行取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対する報酬を原資として信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の交付及び給付（以下「交付等」といいます。）を行う株式報酬制度です。

当社は、本制度が当社グループの中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして引き続き有効であると考えられることから、本日開催の取締役会において2031年3月末日で終了する事業年度までの新たな5事業年度を対象として本制度を一部改定の上、継続することを決議いたしました。

- (2) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、信託が取得した当社株式を役位及び業績達成度等に応じて、取締役等に交付等する制度です。
- (3) 本制度の継続及び一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

※本制度の詳細は、2014年5月13日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の一部改定について

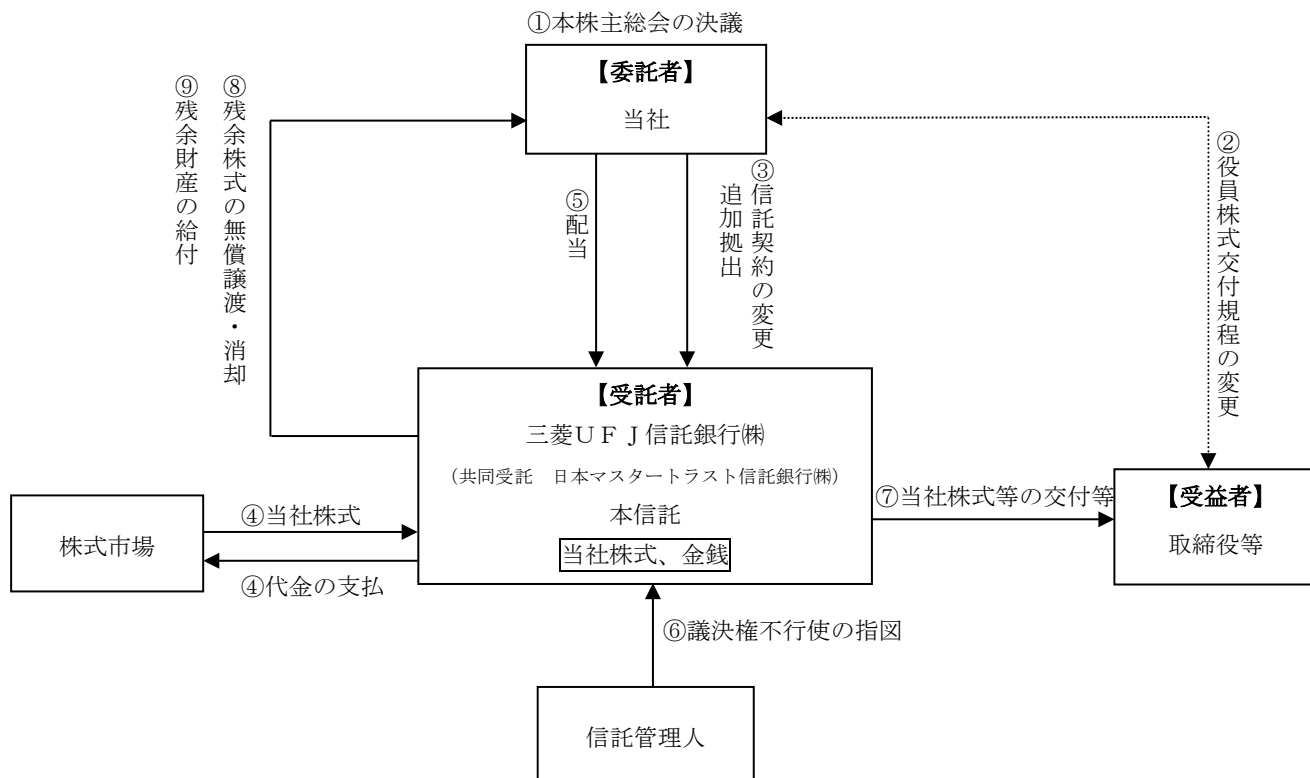
本制度の継続にあたっては、当社が、2035年に実現したい姿を見据え、その実現に向けた変革を加速するため策定した、カルビーグループ成長戦略「Accelerate the Future」の実行に向けた成長ガイドラインに掲げる重要経営指標や株主価値を反映した指標を導入するとともに、株主の皆様との利害共有をより一層高める報酬体系とする観点から、本制度の継続及び一部改定が認められることを条件に、取締役（社外取締役及び非業務取締役を除く。）の退職慰労金制度を廃止することとし、その原資を本制度に基づく株式報酬に振り替えることといたしました。

本制度の主な改定点は以下のとおりですが、以下に記載する内容を除いて、2014年度に導入した本制度の基本的な内容は維持するものといたします。

(下線は変更部分を示しております)

項目	改定前	改定後
当社が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3</u> 事業年度を対象として合計 <u>7</u> 億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5</u> 事業年度を対象として合計 <u>15</u> 億円
信託期間ごとに取締役等に交付等することを決定できる当社株式等の数の上限及び取得方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>3</u> 事業年度を対象として信託期間中に取締役等に付与するポイント数の上限は <u>220,000</u> ポイント (<u>220,000</u> 株相当) ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>5</u> 事業年度を対象として信託期間中に取締役等に付与するポイント数の上限は <u>480,000</u> ポイント (<u>480,000</u> 株相当) ・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
業績達成条件の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度の <u>連結売上高、連結営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益</u> 及びサステナビリティ目標達成率等の達成度等に応じて <u>0～100%</u> の範囲内で変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度の <u>EBITDA、ROIC、相対 TSR</u> 及びサステナビリティ目標達成率等の達成度等に応じて <u>0～145%</u> の範囲内で変動 ・ <u>親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスの場合は、ポイントを付与しない</u>

3. B I P 信託の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続及び一部改定に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の継続にあたり、役員株式交付規程を一部改定します。
- ③ 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を抛出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各事業年度における役位及び業績達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。取締役等が一定の受益者要件を満たした場合、当該ポイント数の一定割合相当は当社株式の交付を行い、残りは信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付します。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

※ 受益者への当社株式の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

【ご参考】信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2014年8月6日（2026年8月4日付で変更予定）
⑧信託期間	2014年8月6日～2026年8月31日（2026年8月4日付の信託契約の変更により2031年8月31日まで延長予定）
⑨制度開始日	2014年9月1日
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金上限額	15億円（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2026年8月7日～2026年9月4日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場から取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上